

平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等(第26回)

7時現在

1 地震の概要

発生日時 平成30年6月18日 午前7時58分

マグニチュード 6.1

震度 6弱

2 ライフライン

電気 全面復旧

ガス 全面復旧

水道 断水なし

3 交通機関

JR京都線 全線復旧

阪急京都線 全線復旧

モノレール 全線復旧

4 主な活動状況

火災発生 なし

救急出動 71件、救助15件

5 避難所開設状況(6月27日 6:30時点)

開設箇所数 32か所/75か所

避難者数 118人

6 被害状況等・被災対応(7:00時点)

対策部名	被害状況等・被災対応
総務対策部	<被害状況等> 前回から変更なし

<被災対応>

<被害認定調査>	26日分	累計
申請数	865	5,018
調査済数	134	693
	全壊 0	全壊 0
	半壊 0	半壊 1
	一部損壊 134	一部損壊 692
罹災証明発行数	340	610

<人的支援> 合計 42 人(罹災証明発行等)

- ・大阪府(10)
- ・関西広域連合(6)
- ・八尾市(4)
- ・松原市(1)
- ・柏原市(1)
- ・藤井寺市(1)
- ・泉佐野市(5)
- ・不動産鑑定士協会(10)
- ・土地家屋調査士会(4)

その他変更なし

市民対策部

<被害状況等>

- 避難所
 - ・開設状況は5のとおり
 - ・一部避難所の閉鎖について：別紙資料
- 市民文化部所管施設の状況（施設の損傷等で閉館中の施設状況）
 - ①福井市民体育館⇒点検中
 - ②西河原市民プール⇒点検中
 - ③中条市民プール⇒外周ブロック塀を6/27（水）撤去予定
 - ④福井運動広場グラウンド、庭球場⇒①の今後の状況による
 - ⑤桑原運動広場グラウンド、庭球場⇒専門業者の点検待ち
 - ⑥西河原公園屋内運動場⇒点検中

	<p><被災対応></p> <p>●避難所</p> <p>・32 か所を管理運営中</p>																
民生対策部	<p><被害状況等></p> <p>安否確認班</p> <table border="0"> <tr> <td>単身高齢者</td> <td>13,096 人</td> <td>未確認者</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>障害者</td> <td>3,152 人</td> <td>未確認者</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>要介護者</td> <td>3,470 人</td> <td>未確認者</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,104 人</td> <td>未確認者</td> <td>94 人</td> </tr> </table>	単身高齢者	13,096 人	未確認者	0 人	障害者	3,152 人	未確認者	0 人	要介護者	3,470 人	未確認者	0 人	その他	2,104 人	未確認者	94 人
単身高齢者	13,096 人	未確認者	0 人														
障害者	3,152 人	未確認者	0 人														
要介護者	3,470 人	未確認者	0 人														
その他	2,104 人	未確認者	94 人														
	<p><被災対応></p> <p>物資管理班</p> <p>ブルーシート配布状況（6月26日現在）</p> <p>6,071 枚、2,454 人</p> <p>応援人員状況（6月26日）</p> <p>2 人（ボランティアセンター）：ブルーシート配布業務</p> <p>相談支援活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨木市地域保健福祉センター ・茨木市こころのケアセンター（6月26日） <p>電話4件（8）、来所0人（1）、訪問0人（1）</p> <p>※（ ）内は累計</p> <p>災害弔慰金等の支給（義援金を除く）</p> <p>別紙</p> <p>災害ボランティアセンター</p> <p>登録者 1,024 名</p> <p>支援申込件数 746 件 支援実施件数 400 件（6/25）</p>																
産業対策部	<p><被害状況等></p> <p>前回から変更なし</p>																
	<p><被災対応></p> <p>前回から変更なし</p>																
土木対策部	<p><被害状況等></p> <p>被害対応報告（6月26日現在）</p> <p style="text-align: right;">単位：件</p>																

<道路>	計	対応済	対応予定	調査予定
民地ブロック塀倒壊	57	56	0	1
民地外壁・屋根破損	81	79	2	0
道路陥没	14	12	2	0
落石・土砂崩壊	9	5	3	1
石垣崩れ	9	8	1	0
道路ひび割れ	64	37	24	3
道路隆起	9	8	1	0
その他	72	47	18	7
計	315	252	51	12

市道通行止 1路線 忍頂寺

<水路・下水道>	計	対応済	対応中	対応予定
水路の閉塞	8	6	2	0
水路の側壁損傷	2	0	0	2
マンホール浮上	1	1	0	0
計	11	7	2	2

<市営住宅> 漏水 1件 (対応済 1)

<被災対応>

- ・施設に関する対応状況は上記のとおり
- ・市営住宅の被災者一時入居者募集について
ホームページ、避難所掲示、民生委員郵送ほか周知
- ・「応急危険度判定」(要請総件数：1,779件)
調査済(26日)324件(緑119件、黄177件、赤28件)
(累計)1,366件(緑440、黄736件、赤190件)
本日の人的支援：58人(兵庫県内26人、大阪府内20人、民間12人)
- ・「住まいに関する専門家による相談会」
(開催日：6/29 13時～17時、7/1 10時～12時、13時～17時)
受付件数：24件

文教対策部

<被害状況等>
前回から変更なし

	<p><被災対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食 通常給食 本日から 31 校、28 日から全校実施 ・本日から 4 班体制で TEC-FORCE による学校のブロック塀等の応急危険度判定を実施 ・プールの壁の撤去中（玉島小、水尾小、郡小、庄栄小、沢池小、山手台小、東雲中）
給水対策部	<p><被害状況等></p> <p>前回から変更なし</p>
	<p><被災対応></p> <p>前回から変更なし</p>
消防対策部	<p><被害状況等></p> <p>前回から変更なし</p>
	<p><被災対応></p> <p>消防ヘリによる上空視察（予定）</p>

『大阪府北部地震』

茨木市こころのケアセンターを開設しました！

地震によって生じたこころの問題についての相談窓口です。

○主な活動

保健師、精神保健福祉士、臨床心理士等による地震によって生じたこころの問題に関する相談

○相談方法

電話相談、来所相談、訪問相談(避難所等含む)

○相談時間

午前9時～午後5時(土・日・祝除く)

(専用ダイヤル：070-1443-9402)

(専用ダイヤル：070-1443-9619) 増設

(ファックス番号：072-625-6979)

○設置期間

6月25日(月)から

※専用ダイヤル増設は6月27日(水)から

○設置場所

茨木市保健医療センター内 保健相談室

問合せ先

茨木市健康福祉部保健医療課

TEL 072-625-6685

「大阪府北部地震」

茨木市地域保健福祉センターを開設しました！

災害に関する不安や健康上の心配等の総合相談窓口です。

○主な活動

- ・避難所に暮らす被災者をはじめ、地域住民の震災に関する不安や健康上の心配等に対する継続的な支援
- ・地域包括支援センターを拠点とした専門職による総合的な支援
- ・全世代・全対応型相談支援体制(24時間)

○相談方法

電話相談、来所相談、訪問相談(避難所等含む)

メール相談(ショートメール)は、本文に「氏名・住所・連絡先」を記入してください。担当者から連絡します。

○設置場所 地域包括支援センター内等

圏域	センター名	住所	電話(SMS)	小学校区
北	天兆園	安威二丁目 10-11	080-1509-6075 (メールも同番号)	忍頂寺、安威、山手台、耳原、福井
	常清の里	清水一丁目 28-22	080-8336-1151 (メールも同番号)	清溪、豊川、郡山、彩都西
東	エルダー	庄二丁目 7-38	080-8946-3999	三島、太田、庄栄、西河原、東、白川
西	春日丘荘	南春日丘七丁目 11-48	080-4456-3733 (メールも同番号)	郡、沢池、西、穂積、畑田、春日、春日丘
中央	市役所 相談支援課	駅前三丁目 8-13 市役所南館 2 階	080-8336-1199 (メールも同番号)	茨木、中条、大池、中津
南	葦原	真砂二丁目 16-15 ヌーヴェルハイム 1 階	090-8126-1146 (メールも同番号)	玉島、玉櫛、天王、東奈良、葦原、水尾

問合せ先

茨木市健康福祉部相談支援課

TEL 072-655-2758

FAX 072-622-0655

大阪北部地震の被災者に対する災害弔慰金等の受付開始について

大阪府北部を震源とする地震によって被災された市民の方々に対し、6月27日から災害見舞金等の受付を健康福祉部障害福祉課において開始します。

1 災害見舞金（市独自制度）

【内容】

地震により本市において、現に居住している家屋が全壊若しくは半壊した世帯、又は治療3か月以上の傷害を受けられた方に対して、災害見舞金を支給します。

【受給対象者】

- ・本市において現に居住している家屋（応急仮設住宅を除く）が全壊若しくは半壊した世帯
- ・地震により治療3か月以上（90日以上の入・通院）の傷害を受けられた方

【支給額】

- ・全壊した場合、5万円
- ・半壊した場合、3万円
- ・治療3か月以上（90日以上の入・通院）の傷害 3万円

【受付期間】

罹災した日から1年以内

2 災害弔慰金（法律に基づく制度）

地震により死亡された市民のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。
生計中心者の場合、500万円 その他の場合 250万円

3 災害障害見舞金（法律に基づく制度）

地震により心身に重度の障害を受けた市民に災害障害見舞金を支給します。
障害を受けた市民が生計維持者の場合、250万円
生計維持者以外の場合、125万円

4 災害援護資金（法律に基づく制度）

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸付します。

（問合先）

茨木市健康福祉部障害福祉課

電話 072-620-1636

FAX 072-627-1692